



被用者から使用者に対する求償

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質 問

当社の従業員Xが当社の自動車で商品を運搬中にAが運転する自動車と衝突する事故を起こし、Xは損害賠償としてAに賠償金50万円を支払いました。Xは支払った賠償金50万円は会社で負担して欲しいと言ってきたのですが、当社はAの求償に応じなければならないのでしょうか。

1 使用者責任の原則

Xは自らの過失によりAに損害を与えたのですから、Aに対する損害賠償の一次的責任はXが負います（民法709条）。

さらに、ある事業のために他人を使用する者は、被用者（従業員）がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うこととされています（民法715条1項）。

これは、使用者が被用者の活動によって自己の活動領域を拡張し利益を上げているのだから、利益の存するところに損失も帰すべきであるという報償責任の考え方や、使用者は被用者の労働をコントロールできる地位にあり企業活動における危険を支配しているのだから使用者はその責任も負うべきであるとする危険責任の考え方に基づき、

被害者救済を厚くするため、被用者が負担する責任を使用者が代わって負担する（代位責任）としたものです。

本人の不法行為責任と使用者の代位責任との関係から、第三者に損害を賠償した使用者は加害行為をした被用者に対する求償権を取得するとされています（同715条3項）。

しかし、報償責任や危険責任の考え方からすれば、企業活動から生ずる損害の全てを被用者が負担するというのは必ずしも公平とはいえないことから、使用者から被用者に対する求償については、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し求償の請求をすることができるものと解されます（最高裁昭和51年7月8日判決）。

2 被用者から使用者への求償

被用者が被害者に損害賠償をした場合の被用者から使用者に対する求償（いわゆる逆求償）の可否について、最高裁は未だ明確な判断を示しておらず、下級審の判断は分かれています。

(1) 逆求償に否定的な裁判例

千葉地裁平成19年11月30日判決は、逆求償の可否それ自体が争われた事案ではありませんが、BとC社との間の商品先物取引契約において、BはC社従業員による商品取引法上の義務違反行為等により損害を被ったとして不法行為及び債務不履行責任に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、BとC社との間では訴訟上の和解が成立した後、BがC社従業員に対し不法行為に基づき損害賠償請求をしたという事案において、C社は使用者である会社は関連する可能性のある全ての従業員を利害関係人として参加させないと和解に応じられなくなるので、C社とBとの間の和解はC社従業員に対する損害賠償請求を含めて和解したものと解すべきであるとの主張をしたところ、C社の主張はC社従業員に対する不法行為責任が認められた場合に実際に損害を賠償した当該従業員からC社に逆求償されるおそれがあることを前提とした主張であると思われるが、その様な逆求償が認められるかについては法的論争があり、むしろ原則的には否定的に解されていると思われるとして、逆求償につき否定的な立場を示しました。

(2) 逆求償を認めた裁判例

佐賀地裁平成27年9月11日判決は、Y社の被用者ZがY社所有自動車を運転して商品の運搬作業中に、Dの運転する停車中の自動車に衝突し、ZはDに損害賠償金を支払った後、この賠償金について使用者であるY社に対し求償請求したという事案において、被用者がその事業の執行につき第三者に対して加害行為を行ったことにより被用者

および使用者が損害賠償責任を負担した場合、当該被用者の責任と使用者の責任とは不真正連帯責任の関係にあるといえ、一方が自己の負担部分を越えて相手方に損害を賠償したときは、その者は、自己の負担部分を越えた部分について他方に対し求償することができるとするのが相当であるとし、Y社とZとの間の負担割合については、Zは取引先の開拓やY社商品の運搬などをしていたところ、その業務の性質上事故発生の危険性を内包しており、Zが相応の態度で業務に取り組んでおり、その業務量も少なくなかったこと、本件事故におけるZの過失の内容は、車両後退時の後方確認不十分であり、自動車運転に伴って通常予想される事故の範囲を超えるものではないこと等の事情を総合して本件事故におけるY社とZの各負担部分を7対3と認め、Zが負担した賠償額の7割についてY社に対し求償することができることと判示しました。

3 本件の場合

本件事故において飲酒運転や居眠り運転といったXの重大な過失が認められる場合には、企業活動の一環としての通常の運転行為の態様から想定される程度、範囲を越えることから、本件事故について当社の負担割合はないものと考えられ、Xの求償請求は認められないでしょう。

しかし、本件事故におけるXの過失が自動車運転において通常予想される程度、範囲内のものであるときは、当社の事業の性格、規模、施設の状況、Xの業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防（当社がXに対し安全運転の指導をしていたかなど）もしくは損失の分散（事故車につき損害賠償責任保険に加入していたかなど）についての当社の配慮の程度その他諸般の事情を総合的に考慮して損害の公平な分担の見地から決まる当社とXの負担割合に応じてXの求償請求は認められることになるでしょう。